

表2 EU主要国における域外国出身者数及び帰化者数(2000年)

	人 口 (A) (2000年)	域外国市民数 (B) (2000年)	比 率 (B)/(A)	年平均帰化者 数 (C)	比率 (C)/(A)
オーストリア	7,942,000	597,000	7.5	17,830	3.0
ベルギー	10,239,000	300,000	2.9	25,149	8.4
デンマーク	5,298,000	148,000	2.8	9,919	6.7
フィンランド	5,156,000	43,000	0.8	2,469	5.7
フランス	57,726,000	2,203,000	3.8	82,918	3.8
ドイツ	81,132,000	5,271,000	6.5	106,296	2.0
ギリシャ	10,321,000	381,000	3.7	928	0.2
アイルランド	3,799,000	94,000	2.5	1,101	1.2
イタリア	57,044,000	-	-	7,442	-
ルクセンブルク	430,000	23,000	5.3	533	2.3
オランダ	15,680,000	450,000	2.9	64,200	14.2
ポルトガル	10,371,000	159,000	1.5	807	0.5
スペイン	39,590,000	623,000	1.6	11,778	1.9
スウェーデン	8,859,000	293,000	3.3	36,439	3.3
イギリス	58,629,000	1,740,000	3.0	51,940	3.0
(参考)日本		1,915,030	1.5		

資料出所：(EU)欧州統計局、(日本)総務省統計局

表3 EU主要国における域内・外国市民の就業率と失業率(2002年) (%)

	就業率		失業率	
	域内国市民	域外国市民	域内国市民	域外国市民
ベルギー	60.6	30.7	6.3	33.5
デンマーク	77.2	49.8	4.2	13.0
フランス	63.9	43.2	8.1	24.9
ドイツ	66.5	51.2	8.1	16.9
アイルランド	65.1	58.2	4.3	-
ルクセンブルク	64.0	57.1	2.3	-
オランダ	75.3	48.6	2.5	5.7
ポルトガル	68.5	76.1	4.7	-
スウェーデン	74.9	49.9	4.8	15.0
イギリス	72.1	57.3	4.9	10.0
(参考)日本			5.4	

資料出所：(EU)欧州統計局、(日本)総務省統計局 注) 就業率は15～64歳人口に占める就業者数。

2001年、欧州委員会は、「雇用及び自営業を目的とする域外国市民の入国と滞在の条件に関する指令案」を提案し、移民政策の調和化を強力に進めようとしたが、加盟各国は、入国管理に関する権限を失うことを懸念して審議は大幅に遅れ、結局、第一読会の途中で廃案に終わった。

その後、2003年12月、欧州理事会は、中・東欧10ヶ国（キプロス・マルタを含む）の

EU加盟を決定した。EUの東方拡大は、1990年代前半における中・東欧諸国との自由貿易協定（欧州協定）の締結やEUの「ファーレ計画」、「計画経済」から「市場経済」への移行のための国内改革、それに、欧州企業の直接投資が積み重ねられ、10年以上もかけて準備されてきた。したがって、関係国の経済・投資環境に突然の変化が生じたわけではない。EU加盟基準である「コペンハーゲン基準」のうち、EU法令の国内での実施の諸条件を満たせず、期限付きで猶予された新規加盟国も少なくない。

ここで重要なことは、欧州理事会が、新規加盟国から既加盟国への人の「自由移動」に関し、最大7年間（2年+3年+2年）の「セーフガード」導入を決めたことである。当初、中東欧諸国からの人の「自由移動」による大量流入の懸念があるドイツとオーストリアのみが申請する予定であった。ところが、結局、イギリスとアイルランドを除く13ヶ国がこの措置を申請したことは、経済情勢全般に対する加盟国の不安を反映している。

EU新規加盟国であったポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの4ヶ国について推定した結果、自由移動が認められた場合、これら4ヶ国からドイツへの流入は、ドイツとの所得格差が縮小しても、初年度15万人、15年度合計152万人に達するとの見通しである（表6）。

資料6(1) EU新規加盟国からドイツに移動する人口の推計 (単位:1000人)

国	自由移動の実施後				失業者
	1年目	1-5年	1-10年	1-15年	2002
ポーランド	91	535	931	1,144	3,432
スロバキア	9	55	95	115	486
チェコ	9	54	89	104	360
ハンガリー	13	77	134	158	230
計	122	721	1,249	1,521	(3,362)

資料出所：IFO 経済研究所 注：()はドイツの失業者数。EU全体では13,453千人

(2) 主要な新規加盟国とドイツの間の一人当たり所得格差の変化 (単位:EUR・%)

	購買力平価による一人当たり GDP				為替レートによる一人当たり GDP			
	1993		2002		1993		2002	
ポーランド	3,790	21.5	9,500	39.6	1,900	9.2	5,200	20.7
スロバキア	7,030	39.9	11,400	47.5	2,000	9.7	4,700	18.7
チェコ	9,830	55.9	14,400	60.0	2,900	14.1	7,200	28.6
ハンガリー	7,400	42.0	13,600	56.7	3,300	16.0	6,900	27.4
ドイツ	17,600	100	24,000	100	20,600	100	25,150	100
EU15	16,379	(59.3)	24,000	(62.6)	16,379	(37.4)	24,000	(47.6)

資料出所：労働市場職業研究所 注：()はギリシャの一人当たり GDP との格差。

なお、2004年3月12日、スペイン・マドリッド郊外で、列車テロ事件が発生し、EU各国首

脳は、テロ対策及び不法移民対策面から、域内協力関係を強化する必要性に迫られた。特に、オランダ及びイタリアといった強行な不法移民対策の実施を求める諸国があいついでEU議長国を務めたこともあって、こうした治安維持面からも、域外外国人対策や統合政策の見直しを進める動きが顕著になっている。加盟国のなかにも、域外外国人が定住する場合の条件として、一定水準以上の受入国の語学能力を要求する制度改革を進める動きも強まっている。

2 ドイツの新移民法制定の動きと背景

(1) 高度な人材移動をめぐる対応

さて、1998年に発足したドイツの「赤と緑の政権」(社会民主党と緑の党の連立政権)は、ラ・フォンテーヌ前財務相を継いだアイヒェル財務相の下で、法人税減税を中心とする税制改革構想を具体化し、ドイツ経済の活性化に向けた対策を強化した。

当時、ちょうどドイツで深刻化しつつあったIT(情報通信技術)労働者不足の問題に対応し、シュレーダー首相は「グリーンカード」構想を提案し、2000年8月から実施した。

この「グリーンカード」制度は、アメリカにおける永住資格を証明する「グリーン・カード」とは、似て非なるものである。ドイツの「グリーンカード」は、2000年7月に制定された「情報・通信技術に関する外国人の高度人材に対する労働許可に関する省令」により、当該外国人労働者に付与される労働許可証をさす。この労働許可証は、情報・通信技術の分野において、高等教育を修了したか、同様の職業能力を示すものとして、年間の税込み収入が10万マルク以上あることを証明した外国人労働者に対して、その総数が、当初は1万人まで、また、1万人に達した場合は、追加として1万人の合計2万人に達するまで、付与された。これらの外国人労働者は、ドイツ国内で、同種の仕事に従事するドイツ人と同等以上の給与を得なければならない。その滞在期間は、5年までとされた。

この「グリーンカード」労働者の受入れ実績は、当初予定したほどには増加しなかった。それでも、制度の発足後11ヶ月経過した2001年7月には、8,277人の外国人労働者が許可された。このうち、新規に入国した者が7,126人、ドイツの高等教育機関を卒業した者が1,151人であり、ちなみに、申請して許可されなかったのは175人のみであった。

この間、開設されたIT専門労働者のインターネット紹介(Vermittlungsbörse)にパスワード登録した者は41,690人、企業からの求人が6,122人に達した。なお、IT専門労働者の紹介事業者として、5,126企業が連邦雇用庁から許可を得た(Bundesanstalt für Arbeit 2001)。

さて、IT労働者を出身国別にみると、ロシアを含めた中・東欧出身者が多く、当初期待されていたインド人ソフトウェア技術者は、全体の5分の1程度にとどまった。

これらのことは、ドイツの「グリーンカード」制度が、IT労働者受入れについて、一定程度の成果を上げたことを示すが、こうした制度的要因以外に、言葉、言語や外国人の移民ネットワークの有無、IT景気の後退などの要因もあって、その効果は限定的であったと

いえよう。

もっとも、「グリーンカード」制度は、労働許可付与の手続の大幅な合理化と効率化を進める実験としての意味もあり、新移民法下における新たな制度設計にとって重要なステップとなった。

なお、2004年9月現在、グリーンカードによる入国者累積は17,000人を超えた。また、2005年1月に、グリーンカード制度は、修正新移民法に吸収されて廃止になり、その利用者は、新移民法上、高度技術者として、長期にわたる滞在が認められた。

(2) 新移民法制定に向けた議論とその背景

さて、「グリーンカード」構想と前後して、ドイツでは、低出生率の結果としての、将来における人口減少の影響、特に、高度人材の不足の問題、さらには、将来の移民・外国人労働者政策の方向に関して、政界や産業界で集中的な論争が展開された。既に連邦議会では、1999年には、少子・高齢化の影響に関する専門家報告書が提出され、政党レベルでの議論も高まってきました (Deutscher Bundestag 1999)。

こうして、2000年夏は、シュレーダー首相は、連邦政府から独立した「移民委員会 (Unabhängige Kommission "Zuwanderung") 委員長・Susmuth 前連邦参議院議長、CDU)) を発足させ、新たな移民・外国人労働者政策について集中的な議論と政策提言を依頼しました。その委員は、政界、経済界、労働界、キリスト教界及び人口・労働・外国人法の専門家など、超党派で構成された。

同委員会は、その報告書を発足から約1年後の2001年8月に公表した。シュレーダー首相は、この報告の考え方を盛り込んだ新移民法案を、2002年の総選挙の前に成立させ、外国人政策の転換を図ろうとした。そこで、同報告書の背景となったいくつかの論点について考察すると、次のようになっていた。

第一の論点は、「労働市場の動向に即した労働力の受入れ」です。同委員会は、議論の末、少子・高齢化による人口構成の歪みを、大量移民の受入れによって是正するという「置換移民」の考え方を否定した。しかし同時に、専門的労働者の不足が、将来の技術革新や生産性上昇に障害をもたらすことは否定できないと考えた。同時に、人口の減少が進むなかで、どの程度の専門的労働者の不足が発生するかを予知することはほとんど不可能とされた。連邦政府の委託により、IFO 経済研究所 (ミュンヘン) が非常に困難な推計作業を行ない、その結果を委員会に提出した (IFO 2001)。このほか、同委員会は、多くの専門家から労働市場に即した労働力受入れの同委員会への提言の提出を求め、人材受入れのシステムについても、様々な意見を聴取した (例えば、Staubhaar et al 2000)。

第2の論点は、「ポイントシステムによる (質の高い) 移民受入れ」である。この考え方は、当初、キリスト教民主同盟 (CDU) のミュラー・ザールランド州首相を委員長とする CDU 移民委員会の主張を踏襲したものといわれた。即ち、質の高い移民を確保するには、アメリカの移民法のシステムではなく、オーストラリアやカナダで採用している「ポイント・

システム」を採用すべきだという。社会民主党（SPD）も、マックス・プランク国際法研究所（ハイデルベルク市）の研究（Giergerich und Wersch, 2000）に依拠して世界的な視野から移民受入れ制度を比較考察し、移民受入れのためのポイントシステムの導入を支持していた。

ただし、こうした移民受入れの上限枠を設けるかどうかについては、一方で、バイエルン州ベックシュタイン内務大臣が、強硬に、家族呼び寄せを含む移民数の制限を主張し、他方で、社会民主党は、こうした上限設定には強い難色を示した。

ジュスマート委員会は、第3に、「外国人労働者の社会的統合の強化」、第4に「庇護希望者の地位の改善」などの論点を提起した。そもそも、これらについては、社会民主党（SPD）と緑の党は、1998年10月の連立政権の合意以来、その改善について特に重視してきたものである。なお、緑の党は、1951年のジュネーブ難民条約を超えて、女性であることによる迫害についても、政治的・宗教的迫害による難民と同等に取り扱うように主張していた。

(3) ジュスマート委員会最終報告の要旨

2001年8月に提出されたジュスマート委員会の報告書のタイトルは、「外国人受入れを設計し統合を促進する（Zuwanderungsgestalten Integration fördern）」となっていた。

その問題意識は、①ドイツは、世界的な経済競争のなかで、一層、国際的な知識・技術の交流に依存することになる、②21世紀における人口減少は、労働市場のみならず、技術革新能力に影響を及ぼしかねない、③一方で4百万人近い失業者がいるのに、高熟練のみならず低熟練の職場で労働力が充足できていないというものである。

また同報告書は、ドイツが、事実上、「移民受入れ国」になったとの認識を示し、①ドイツは、今後とも、ジュネーブ難民条約や欧州人権規約に基づき、政治的難民受入れの国際的責任を果たすべきである、②外国人の受入れは、国民の理解の下に、国内の失業の削減、国内の外国人の統合の改善及び新規外国人の統合促進といった条件で進められるべきである、③新規入国外国人に対する社会的統合は、経済的、社会的、文化的な分野で、均等な権利として保障されなければならない、④国際的な人の移動、特に、庇護希望者に対する政策は、今後、欧州レベルで調整されなければならない、⑤欧州レベルの政策形成にドイツが積極的に関与していくべきであるとした。

報告書は、まず、少子・高齢化や国際競争の激化のなかで、ドイツの生活水準を長期的に維持・確保するにはどのような政策が必要かについて論じ、その一環として、「労働市場の動向に即した外国人の受入れ」の必要性を指摘した。また、労働市場が求める人材を、職種別に細かく予測することは非常に困難であるとも述べた。

こうした状況に対応するために、①より柔軟な労働力受入れシステムを構想すべきこと、②外国人の受入れが、国内の失業の削減と矛盾すべきでないこと、③外国人受入れが、国内における教育及び訓練の努力を妨げてはならないこと、④外国人受入れは、経済全体の潜在的能力を高めるものでなければならないこと、⑤外国人の出身国の利害も考慮されな

なければならないこと、⑥経済的及び人口的理由から受け入れられる外国人も、社会と労働市場への統合が成功するように人選されなければならないことを主張した。

こうした考え方を実現するために、報告書は、1973年以來の「国外募集停止」のパラダイムを転換し、「制御された外国人受入れ」を提示し、そこでは、複数の受入れ経路が新たに開かれることになるとして、①将来において、若年の、教育・訓練を受けた外国人を、ポイント・システムに基づいて選別し、移民（Zuwanderer）として受け入れる、②5年以内の期限を定め、短期的な労働需給のボトルネックを充足するためにも、労働需要の存在を前提として外国人を受け入れる（例えば、上限を年間2万人とするなど）、③経済及び研究分野では、最上級の人材を、最適な受入れ環境と緩和された規則のもとに受け入れる、④若年の外国人をドイツの「デュアル・システム」の訓練制度で受入れるほか、より多くの外国人学生を受け入れ、高度な人材に対する世界的競争のなかでドイツが優位に立てるような教育戦略を推進するとした（図参照）。

こうした対策と同時に、国内の労働者の能力を効果的に活用するため、国内の労働市場政策や、企業における労使の取り組みが不可欠であるとした。さらに、子供を持つ家族の負担を軽減して、子供を育てやすい環境を整備することも必要であると主張した。

本報告書は、このほか、具体的な庇護（難民受入れ）制度の改革と（社会的）統合政策の推進に多くの枚数を費やしているが、ここでは割愛する。ただし、改革の実施に向けて、連邦レベルで、「外国人受入れ及び統合法」を制定するように提案した。この法律案においては、同時に、滞在・労働許可制度を簡素化して統合し、労働者受入手続を効率化することが必要であるとし、長期の移民・外国人受入れのため、「外国人受入れ・統合庁」を設置し、期限を区切った労働者の受入れについては、連邦雇用庁が今後とも重要な役割を果たすべきものと述べている。

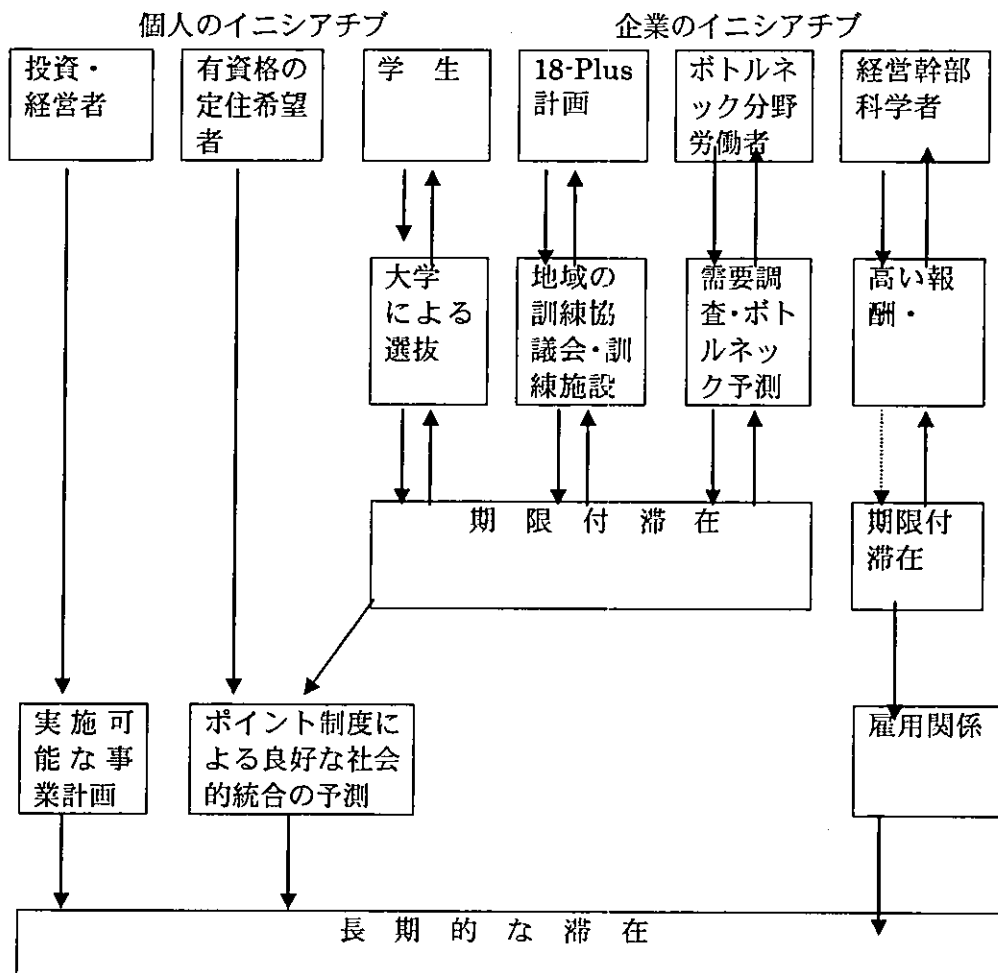
（4）シリー内務大臣の新移民法案から修正新移民法成立まで

ジュスマート委員会の報告に対する各政党や経済界の反応は、概ね、好意的なものであった。しかし、同報告書をもとにした新移民法案が、2001年8月末にシリー内務大臣から提出されると、様々な意見の対立が先鋭化した。その結果、シュレーダー首相が期待した法案の連邦議会提出は、同年9月末から12月末にずれ込む結果となった。

シリー内務大臣の新移民法案の冒頭には、①外国人の入国、滞在、就労及び統合の促進について規定するとし、②外国人労働者の受入れに関しては、統合の可能性、経済及び労働市場における利益を考慮したうえで、その入国を認めること、③人道的な理由による外国人の受入れについて、ドイツとしての国際的義務を果たすべきことを掲げた。この目的の部分が、あいまいであることから、後に野党の主張を取り込んだ修正を余儀なくされる。

この法案は、2つの外国人受入れ経路を区別しており、一つは、「労働市場の動向に即した労働者の受入れ」であり、もう一つは、年齢、教育水準、語学能力などを加味した「ポイント・システムによる移民受入れ」である。

図 ジュスムート委員会の提案する移民・外国人労働者受入れシステム



同時に、滞在許可制度において、現在の4種を2種（期間の制限のあるものと、期限の定めのない定住のための資格）に簡素化し、就労目的の滞在許可は、連邦雇用庁の認められた者について付与するものとする、ポイント・システムにより外国人を受け入れるが、これには、特に上限を設けないこと、移民として受け入れる外国人に対し、語学教育のみならずドイツの国家・社会に関する導入研修の受講を義務付けること、外国人の家族呼び寄せについて、上限となる年齢を16歳に引き上げること、移民・滞在を統一的に管轄する新たな組織を設けることなどを規定している。

シリー内務大臣は、当初、連立政権内部の調整に大きな問題がないと考え、2002年8月には、CDU/CSUとの調整に時間を割き、家族呼び寄せとなる子供の年齢制限を一旦は12歳まで引き下げるなどの妥協を図った。しかし、移民の社会的統合のための経費については、連邦と州で分担することとしたのみで、その予算上の裏づけや負担割合などについては、明確にすることを避けたため、野党から厳しく批判された。

その後、連立与党である緑の党から、同党が主張してきた女性であることを理由とする迫害に対する配慮がないことを始め、庇護希望者に対する措置が不十分であることや、家族呼び寄せの場合の子供の年齢が低すぎるなどの批判が生じ、9月下旬の連立与党内の合意も難しい状況に追い込まれてしまった。

時を同じくして、連邦政府は、2002年9月11日の米国におけるテロ事件への対応や、アフガニスタンへの連邦軍の派遣問題に追われたため、同法案は宙吊りにまった。

結局、12月になって、SPDと緑の党の間で合意が成立し、①女性であることによる迫害については、庇護権は認めないものの、その滞在の権利については柔軟に対処する、②家族呼び寄せの場合の子供の年齢は14歳以下とするが、15歳から18歳についても、出願者の状況を勘案して柔軟な扱いができるようにするなどの妥協が図られた。

さらに、連立与党は、CDU/CSUの主張に配慮して、新移民法の目的として、「外国人の入国の統御と制限することを目的とする」などの言葉を挿入し、新法案が、野党の言う大量移民受入れを容認するものではないことを明確にすると表明した。

その上で、シュレーダー首相は、修正新移民法案への野党の同意を求め、もし、ここで合意できなければ、ドイツは歴史的な政策転換の機会を失うと警告した。

しかしながら、CDU/CSUは、2002年9月の総選挙への首相候補に、移民問題に強硬なバイエルン州首相でCSU党首のシュトイバー氏を決定し、修正新移民法案に対して柔軟な路線に転換することはできなくなってしまった。

結局、連邦議会での修正新移民法案の採決の結果は、CDU/CSU及び自由民主党（FDP）などが反対したものの、2002年2月下旬に、同法案は与党の賛成多数で可決され、連邦参議院に送られた。

連邦参議院では、旧西ドイツ地域でCDU政権の州政府の票数が過半数を占めるが、CDUの人气が低い旧東ドイツ地域でSPDが政権を取る政権の州政府の方が多く、修正新移民法案に対する議決はほとんど与野党が伯仲する状態になっていた。ところが、唯一ブランデン

ブルク州では、SPD と CDU の連立政権があり、その投票が、修正新移民法の可否を決する状況になってしまった。

3月下旬の連邦参議院の票決に当たって、議長が賛否を順番に各州に対し、法案への賛否を聞いたところ、ブランデンブルク州の内務大臣は反対、労働大臣は賛成と答え、票がわかれたので、議長が改めて州首相に賛否を問い、州首相が賛成と答えたため、議長は、これを法案への賛成とみなし、最終的に、同法案は、連邦参議院で可決したと宣言された。しかし、2002年4月以降、この手続きを基本法違反であると主張する野党は、ラウ大統領に対して署名をしないよう求め、署名した場合、憲法裁判所に訴えるとしたことから、同法案の成立は遅れた。結局、2002年12月、法施行まで1ヶ月をきった時点で、憲法裁判所は、連邦参議院の議決の手続きに基本法違反があったと認定し、同法は施行停止となった。

シュレーダー政権は、2003年1月に、同法案を再提出し、大幅修正に応じた。両院協議会における長期にわたる与野党の修正協議の結果、結局、妥協が成立した。

その結果、2004年8月に成立した修正新移民法においては、①ポイント制度(第20条)を削除し、高度人材以外は雇用創出に寄与する場合などに限り滞在許可を発行する、②EU新規加盟国の労働者は、専門知識・技能を有する労働者のみ就労を認める、③社会的統合のための経費(語学教育の経費)は連邦政府が全て負担する、④国によらない迫害(女性に対する迫害など)も限定的に難民としての地位を認めることとした。こうして、修正新移民法は、2005年1月に実施されることとなったものである。

このように、修正新移民法は、当初、ジュスムート委員会が意図した移民政策の大改革には至りつけなかった。しかし、修正新移民法で削除された第20条は将来、時期がくれば復活することが予想され、積極的な移民政策への転換の準備が整ったといえよう。

また、社会的統合政策の強化についても、語学教育強化に伴う財政支出を含む広範なコンセンサスが得られたことは、新法の大きな前進として評価されるべきであろう。

3 今後の展望

ドイツで、修正新移民法がようやく施行にこぎつけた2005年1月、欧州委員会は、移民政策に関する「グリーンペーパー」を公表した。

この文書は、2001年におけるEU共通移民政策の導入失敗の経験を踏まえ、質問形式ながらも、今後の欧州委員会の移民政策に関する考え方が、随所に提起されている。

即ち、2010年までにEUを最も競争力ある地域にするという「リスボン戦略」を受け、さらに、2010年から2030年までにEU域内において生じると予想される2,000万人相当の労働力人口の減少と高齢化の進展に対処するため、欧州レベルでの移民政策の調和化が一定の役割を果たしうるとしている。

この背景には、シェンゲン協定の実施により、締結国の域内ではパスポート検査がなくなり、一旦この地域に入国してしまえば、どこに移動することも自由になっている以上、欧州の移民政策を効果的に実施するために、移民政策の共通化は不可欠だという考え方が

ある。

ただし、共通移民政策は、基本的には、受け入れる域外国民の条件や手続きを共通化するものであって、EU憲法案第Ⅲ部第267条に規定しているように、域外国民の受け入れ人数を決定する権限は、将来にわたって各加盟国が維持するとしている。この点は、EU憲法案が採択されていなかった2001年には確認されていなかった。各国が、域外からの受け入れ人数に関する主権を維持できるかどうかに関心をいだいたことこそ、前回の欧州委員会のイニシアチブが挫折した最大の背景だったのである。

今回公表されたグリーンペーパーに対する欧州ジャーナリズムの受け止め方は一様ではない。しかし、EUレベルで、アメリカのような「グリーンカード」を導入し、EUとして、域内で必要とする外国人人材に永住権を与え、域外から人材を積極的に引き付ける必要があるという受け止め方も少なくない。

その意味では、ドイツ新移民法が、国内の与野党の妥協の結果、2005年時点では、結局、実現できなかった「ポイント制度」による域外国民への永住権付与の制度を、欧州委員会が、欧州レベルで実現しようとしていると考えても、決して間違いとはいえない。

また同時に、欧州議会においては、この欧州レベルの共通移民政策において、「効果的な統合政策」の実施が、「外国人受け入れ政策」の前提になるべきことが繰り返し指摘されており、欧州域内で、「統合政策」への取り組みが更に強化されることになるであろう。

主要参考文献：

- ・Bjoerm G., Lunk S(2000) ., "Greenkard: Chancen und Probleme bei der Beschaeftigung auslaendischer Arbeitnehmer im IT Bereich, *Arbeits- und Sozialrecht*, Heft 25,
- ・Bundesanstalt für Arbeit (2000) , "Zulassung auslaendischer IT-Fachkraefte- Aktueller Stand 11.7.2001", *Runderlass 37/2000*
- ・Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbaende, *Zuwanderung fuer den Arbeitsmarkt, -Ein Positionspapier der BDA-*; 2001
- ・Commission of the European Communities(2005), *Green Paper on an EU Approach to Managing Economic Migration*, Brussels, 11.1.2005 COM(2004)811 Final
- ・Commission of the European Communities(2004), *Employment in Europe 2004*,
- ・Commission of the European Communities(2003), *Employment in Europe 2003*,
- ・European Parliament(2005), *Draft Report on the links between legal and illegal migration and integration of migrants (2004/2137(INI))*
- ・Dochse K. (1985) *Auslandische Arbeiter und Bürgerliche Staat* Express Edition, Berlin
- Kommission der Europaeischen Gemeinschaften, *Mitteilung der Kommission an den Rat und das Europaeische Parlament uber eine Migrationspolitik der*

Gemeinschaft, Bruessel, 22.22.2000, KOM (2000) 757

- Ochel W., Rekrutierung hochqualifizierter Arbeitskraefte im Ausland-zur Praxis anderer OECD Laender, IFO SchnellDienst 8/2000
- Iguchi Y., The Movement of the Highly Skilled in Asia- Present Situation and Future Prispects, Keynote Paper in the Semirar on International Migration and Labor market in Asia, by the Japan Institute of labor, 4.-5 February 2002 Tokyo
- Heinert H., *Zuwanderungspolitik in Europa*, · Leske+Budrich, 1994
- Giegerich, T., Wolfrum R.,(hrsg) *Einwanderungsrecht – national und international- Staatliches Recht, Europa- und Voelketrecht*, Leske und Budrich, Opladen 2001
- Der Spiegel, "Alle gegen Otto, Das von Bundesinnenminister Otto Schilly geplante Zuwanderungsgesetz stoest auf massive Kritik- auch bei Ministerkollegen, 37/2001 SS
- Unabhängige Kommission *Zuwanderungsgestalten Integration fördern* (2001) , Berin
- Streit C."Die Auswirkungen des Terroristusbekämpfungsgesetz auf die Regelungen zum Ausländerzentralregister" *ZAR* 7/2002 S237-241
- Referat M2 BWA "Die Green card Regelung" M2-125210-1/3 Berin 18.08.2004/11/22
- Bundesministerium des Innern, "Einzelheiten des Zuwanderungsgesetzes" Berlin 18.06.2004
- Venema M. *Green Card für Ausländische IT-Gachkräfte*, Offenbach Juni 2004

参考表1 ドイツにおける外国人及び外国人労働者の推移

年	外国人人口 1)	全人口に占める外国人の比率 %	社会保険加入義務のある外国人労働者 単位千人 2)
1960	686.2	1.2	279.4
1968	1,924.2	3.2	1,014.8
1969	2,381.1	3.9	1,372.1
1970	2,976.5	4.9	1,838.9
1971	3,438.7	5.6	2,168.8
1972	3,526.6	5.7	2,317.0
1973	3,966.2	6.4	- 3)
1974	4,127.4	6.7	2,150.6
1975	4,089.6	6.6	1,932.6
1976	3,984.3	6.4	1,873.8
1977	3,984.3	6.4	1,833.5
1978	3,981.1	6.5	1,862.2
1979	4,138.1	6.7	1,965.8
1980	4,453.3	7.2	1,925.6
1981	4,629.7	7.5	1,832.2
1982	4,666.9	7.6	1,709.5
1983	4,534.9	7.4	1,640.6
1984	4,363.6	7.1	1,552.6
1985	4,378.9	7.2	1,536.0
1986	4,512.7	7.4	1,544.7
1987	4,240.5	6.9	1,557.0
1988	4,489.1	7.3	1,607.1
1989	4,845.9	7.7	1,683.3
1990	5,342.5 4)	8.4	1,793.4
1991	5,882.3	7.3	1,908.7
1992	6,495.8	8.0	2,119.6
1993	6,878.1	8.5	2,150.1
1994	6,990.5	8.6	2,109.7
1995	7,173.9	8.8	2,094.0
1996	7,314.0	8.9	2,050.5 5)
1997	7,365.8	9.0	1,997.8
1998	7,319.6	8.9	2,023.8
1999	7,343.6	8.9	2,015.1
2000	7,296.8	8.9	-
2001	7,318.6	8.9	-
2002	7,335.6	8.9	-

資料出所：Statistische Bundesamt, Bundesagentur für Arbeit

注 1) 1984年まで9月末、1985年から年末数値。2) 1960年は7月、1968年から73年は6月、1974年以降は12月 3) 1973年は統計数値が得られない。4) 1990年からは、東西ドイツ合計。5) 1996年からは、東西ドイツ合計。

参考表2 ドイツにおける地位・契約形態別形態別外国人の流入状況

年	入国者数 (フロー)	(短期滞在者を除く)		年間件数		滞在者数(ストック)	
		EU出身者	庇護希望者	帰還民 認定数	季節労働 者契約数	請負労働者	難民・庇護 希望者
1980	631,000	140,000	108,000	52,000			
1981	501,000	133,000	49,000	69,000			
1982	322,000	92,000	37,000	48,000			
1983	273,000	76,000	20,000	38,000		11,000	
1984	331,000	78,000	35,000	37,000		9,000	
1985	398,000	82,000	74,000	39,000		9,000	
1986	473,000	101,000	100,000	43,000		9,000	
1987	472,000	106,000	57,000	79,000		12,000	
1988	648,000	122,000	103,000	203,000		15,000	
1989	767,000	122,000	121,000	377,000		17,000	
1990	836,000	119,000	193,000	397,000		27,000	
1991	920,000	128,000	256,000	222,000		53,000	
1992	1,208,000	121,000	438,000	231,000		95,000	1,800,000
1993	987,000	118,000	323,000	219,000	163,000	70,000	1,900,000
1994	774,000	140,000	127,000	223,000	141,000	41,000	1,700,000
1995	788,000	177,000	128,000	218,000	175,000	49,000	1,600,000
1996	708,000	172,000	116,000	178,000	204,000	46,000	1,600,000
1997	615,000	152,000	104,000	134,000	210,000	39,000	1,400,000
1998	606,000	137,000	99,000	103,000	208,000	33,000	1,100,000
1999	674,000	137,000	95,000	105,000	230,000	40,000	1,200,000
2000	702,000		79,000	96,000	264,000	44,000	1,100,000

資料出所：労働市場・職業研究所（IAB）

（解説）1973年の国外募集停止の効果は、まず、外国人労働者の減少として現れ、その数は一旦、200万人を切って1985年の154万人まで低下しているが、この間も、家族呼び寄せによって、外国人人口は400万人を大きく下回ることはなく、外国人人口比率も7%前後に達した。

1989年の「ベルリンの壁」崩壊、1990年の東西再統一後は、新たな中・東欧諸国との二国間協定の締結、それに急速な庇護希望者の増大もあって、外国人労働者も外国人人口も、再び増加傾向に転じた。こうして、1990年の外国人人口は500万人の大台を突破し、また1995年には700万人に達し、1999年の外国人人口比率は9%台に載った（参考表1）。

次に、1980年以降について、地位・契約形態別に入国者の動向をみると、ドイツ再統一の前後から入国者が爆発的に増加し、これが最大となったのは1992年で、年間120万人に達した。その内訳をみると、EU出身者は比較的コンスタントに15万人前後であるのに対し、庇護希望者が、基本法改正が行われる1993年まで年間30~40万人の流入となった。帰還民も、1992年に43万人台でピークとなったが、年間の受入枠設定などによって、その後、認定数は年間10万人台に低下している。二国間協定が新たに締結された影響で、季節労働者はなお年間20万人台で増加傾向にあるが、請負労働者は、失業情勢の悪化を背景とする受入枠の制限により、滞在者数では4万人程度に低下している。

なお、難民や庇護希望者の滞在は、1990年代後半には、かなり抑制されているものの、常時100万人以上が、ドイツ国内に滞在していることになる（参考表2）。

第5部 第3章

多文化地域の教員養成を考える

―群馬大学フレンドシップ事業「多文化共生教育実践」の試みから―

群馬大学教育学部附属学校教育臨床総合センター

異文化間教育分野担当

結城 恵

群馬県内には、平成2年度の入管法改正以降、いわゆるニューカマーと呼ばれる外国籍住民が集住するようになった。その集住化は、製造業が集積する邑楽郡大泉町、太田市、伊勢崎市に顕著に表れ、全国有数の外国籍住民集住地域が生まれた。中でも大泉町は外国籍住民が総人口の15.4%（平成16年12月末現在）を占め、すでに近未来の日本に現れると予測されている移民社会の様相を呈している。生まれ育った社会や文化の異なる人々とともに社会を築く「多文化共生社会の構築」は、群馬県ひいては我が国における緊急課題となっている。

生まれ育った文化も母語も異なる子どもたちが在籍する教育現場で活躍できる人材をどのように育成したらよいのか。近年のこの変化に対応できる教員養成カリキュラムはほとんどなく、自治体の教育関係者ならびに学校教師が、次々と起こる変化と混乱への対応をしながら新しい教育のあり方を模索しているのが現状である。

本稿では、そうした現状を踏まえ、平成10年度より取組が始まった群馬大学教育学部での教員養成カリキュラムを紹介する。特に、多文化共生教育実践をテーマとするフレンドシップ事業に焦点をあて、3年間履修をした学生のレポートをもとに、多文化共生教育のあり方を論じることしたい。

1. 群馬大学教育学部の多文化共生教育の取組

群馬大学教育学部では、多文化地域に現れる教育問題に平成10年度から本格的に着手し、多文化状況にある学校に対応可能な教員養成プログラム開発のための調査研究を実施した（平成10年度群馬大学教育改善推進費。「国際理解教育に関する教員養成カリキュラム開発のための基盤調査」）。平成11年度には、教育学部附属「教育実践研究指導センター」を「学校教育臨床総合センター」に改組し、異文化間教育の専任教官を配置した。異文化間教育の専任を置く取組は全国的に見ても先駆的な試みとなった。以降、学校教育臨床総合センターが担当する教育実習事前事後指導では、太田市ならびに大泉町の現職教員が講義を担当し、多文化地域の学校での教育の現状と求められる資質について実践的な指導を行っている。また、日本語指導のできる教員の養成にも取り組み、平成17年度からは留学生センターと連携し、教職専門科目として「外国語としての日本語を考える」「外国語として日本語を教えるために」を開講することとなった。

また、教育学部では、文部科学省教員養成学部フレンドシップ事業を、「総合的・実践的指導力の育成」を目指す「体験的科目」（対象2年生：1単位）に位置づけ、「日本語を母語としない児童生徒への教育」や「教師と共に創る多文化共生教育」をテーマに、平

成 11 年度以降 6 つのコースを開講し、多文化地域の学校に対応できる総合的・実践的指導力の育成に取り組んでいる。

とりわけ、「教師と共に創る多文化共生教育実践」は学生の継続履修への希望が強く、学校教育現場からの協力と期待も高い。それを受け、平成 14 年度以降は、2 年次に実践力・3 年次に企画力・4 年次にコーディネート力の養成を積み上げていくよう、カリキュラムを構造化し、「教師と共に創る多文化共生教育実践」「多文化共生教育実践プロジェクト演習」「多文化共生教育実践インターンシップ演習」による 3 年間の教育プログラムが編成された。また、これらのコースで平成 12 年度より大泉町で 3～4 日間の集中講座として開講してきた「教員研修連続ワークショップ」は、現職教員の参加希望者も多く、平成 14 年度からは大泉町教育委員会との共催となり、町内 7 公立小中学校の教員の必修講座として位置づけられている。

2. フレンドシップ事業「多文化共生教育実践」が生まれた背景

3 年間の教育プログラム「教師と共に創る多文化共生教育実践」「多文化共生教育実践プロジェクト演習」「多文化共生教育実践インターンシップ演習」には、主として 2 つの共通する目的がある。第一の目的は、日本語を母語としない子どもたちも在籍する学級で、共に学び・助け合う学びの場を創る「多文化共生教育実践」を、多文化地域の学校教育現場の先生方と共に創ることにある。第二の目的は、「多文化共生教育実践」を創るプロセスに、教職を志す学生が積極的に参与できる機会を提供し、多文化地域で活躍できる教員の資質を高めることにある。

群馬県内の公立学校には、日本語を母語としない多くの子どもたちが学んでいる。文部科学省の発表によると、平成 15 年 9 月 1 日現在、わが国の公立小・中・高等学校、中等教育学校及び盲・聾・養護学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、19,042 人、うち 772 人が群馬県内の公立学校に在籍している。生まれ育った文化も社会も異なる児童生徒がともに在籍する学級、日本語を母語としない児童生徒がともに日本語で学ぶ学級が、県内各地に存在する状況が生まれている。たとえば、群馬県邑楽郡大泉町内のある小学校には、600 人中約 100 人が日本語を母語としない児童が在籍しているが、この学校の場合、35 人の教室に 7～8 人が外国籍児童で、うち 3 人程度が日本語学級に通級している、という状況となる。

群馬県内のこうした変化は、とりわけ平成 2 年に改正された「出入国管理法および難民認定法」の実施により顕著に現れ、この新しい変化に対応すべく、自治体ではさまざまな施策を立て、日本語学級や適応指導教室の開設、日本語指導教師の加配、日本語指導助手の配置など、公立学校内での外国籍児童生徒の受け入れ体制づくりを進めてきた。同時に、外国籍児童生徒の日本語習得状況に応じて、「初期」「中期」「移行期」「後期」の日本語指導書やワークブックを作成するなど、外国籍児童生徒への日本語指導のカリキュラムづくりも進められた⁽¹⁾。

このように、多文化状況にある学校では、日本語教室や適応指導教室などでの外国籍児童生徒の教育支援を中心に対応を充実させてきた。その成果の一端は、日本語を母語とし

ない外国籍生徒の日本の高校への進学率の向上にも現れており、今後もその充実が期待されている⁽²⁾。

しかし、外国籍児童生徒の在籍する元学級での教育・指導のあり方については、なかなか活路を見いだせない現状が続いている。学校教育現場からは、「一緒にいるけれど関わりが薄い」と、外国籍児童生徒と日本籍児童生徒の間の現状も報告された⁽³⁾。「共に学ぶ教育の場」「だれもがわかる学習の内容」をいかに構築していくか。外国籍児童生徒の元学級で、外国籍児童生徒にとっても日本籍児童生徒にとっても意義の高い「多文化共生教育実践」の開発は、学校教育現場の先生方にとって急務の課題となっていた。

3. フレンドシップ事業「多文化共生教育実践」の展開

本コースは、学校教育現場の要請に応え・内容をより充実させようとする指針のもと、6年間の間に図1に示す変遷をしながら、内容を拡充してきた。

まず、平成11年度に学校教育臨床総合センターで実施したフレンドシップ事業「日本語教育とイメージングプログラム」では、日本語学級や適応指導教室での外国人児童の教育に焦点をあてた。この事業の最後におこなった、外国籍児童の元学級でポルトガル語のみでブラジル料理を作る実践は「多文化共生教育実践」のあり方を考える示唆に富むものであった。日本籍の児童と外国籍の児童とが学びの場と体験を共有することによって、助け合い・学び合う学びの場が生まれるプロセスをつぶさに観察することができた。そこで、平成12年度より、日本籍の子どもと外国籍の子どもが学びの場を共有する、元学級で「多文化共生教育実践」のあり方に焦点を移した新規コースをフレンドシップ事業の一環として設置することになった。

それが、「フィールドワーク体験学習」（平成12年度）である。この事業では、「総合的な学習」や「調べ学習」に必要となる「調べる・まとめる・発表する」方法を学習するカリキュラムの開発を試みた。子どもたちには、「調べる・まとめる・発表する」技法を活用して大泉町をフィールドワークしてもらい、「共生の町づくり」に向けて自分たちがどのように生活していけば良いのかについて検討してもらった。研究協力校の大泉町立西小学校での1学期間に及ぶ実践に参加することにより、『『きょうせい』ってなんだろう？』という問いに、「どっちが教えるっていうことではない」、すなわち、共に教え合える関係を見いだしていった子どもたちの学びのプロセスを見ることができた。同時に、「（教師としての自分が）学習内容のすべてを（事前に）知っていなくてはならない」という前提から、教師自身が自由になり、教師もまた子どもたちと共に学び合える関係を築くことが必要となることが判明した⁽⁴⁾。

「フィールドワーク体験学習」（平成13年度）では、昨年度の紹介した「調べる・まとめる・発表する」技法が、大泉町立西小学校で総合的な学習の補助教材として作成する「あじさい学習の手引き」に反映されることになった。そこで、昨年度の知見を活かし、新たに子どもたちが直接書き込むワークシートづくりをした。さらに、「算数科のコース別学習」という新たな試みを西小学校がすることになり、そのサポートをすることになった。先生方と検討の時間を重ねながら、子ども一人ひとりの考え方やつまづき方を予測し、それに

対応できる教材づくりと指導の方法を検討した。その過程で、子どもがどのように誤答をするのかに関するデータを収集・分析することができ、その結果に基づいて、ワークシートを作り直したり、指導方法を改善したりする方向性が理解できるようになった⁶⁾。

この体験は、フレンドシップ事業の意味を再考するきっかけとなった。それまでの2年間の「フィールドワーク体験学習」は、どちらかという、群馬大学教官と学生の企画を西小学校や大泉町立教育委員会に持ち込んだものだったのに対し、平成13年度には、西小学校の先生方から、総合的な学習を支える基礎・基本の教科指導を充実させたい、という希望が出された。算数科のティーチングアシスタントとして本コースを履修している学生に参画して欲しい、という要請も学校側から出され、大泉町立教育委員会からは、児童生徒の学力向上を推進するような講座を、教員研修連続ワークショップに加えて欲しい、という希望がだされた。それは、何が今、学校教育に求められているのかをともに考え、新しい教育実践を共に築いていく関係が、フレンドシップ事業により「目的」ではなく「結果」として形成されることを示唆する局面だった。そこで、学校教育現場の先生方や教育委員会と共に創る「多文化共生教育」のあり方を探ることを念頭に、本コースを推進していくこととなった。

「教師と共に創る多文化共生教育実践」（平成14年度）では、西小学校の先生方と共に話し合い、日本語が母語である子どもも母語でない子どもにもわかりやすい指導のあり方を探ることとなった。そこでクローズアップされたのが、ことば（日本語）に頼りすぎない活動と指導の仕方である。この試みは、これから教師になろうとする学生たちにとっても、初めての挑戦であり、先生方にとっては、普段の授業のなかで日本語をどのように使って勉強を教えているのかを見直す経験となる。

大泉町と共催で実施している「教員研修連続ワークショップ」でとりくんだ「組紙」は、この課題を検討するのに格好の素材となった。大人が取り組んでも3時間はかかる、非常に複雑なアートワークは、本学部美術教育講座の富澤秀文教授が考案し、1998年に実用新案の登録がされたものである。これを教材に、学生たちに「ことば（日本語）に頼りすぎないで」小学生に複雑なアートワークをどこまで教えられるのかを検討してもらうことにした。検討を重ねる中で学生たちが見つけたのは、「誰にでもわかる」作り方、そして、「進度が異なる子どもたちにも対応できる」作り方だった。補助教材となる「作り方カード」も作成し、練習で試行錯誤を繰り返した成果をもとに、西小学校の5年生に組紙づくりを試行した結果、子どもたち全員が90分以内に作品を完成することができた。その中には、日本語学級に通級している外国籍の児童も含まれていた。学生たちは、一連の活動をおおして、教材づくりの大切さと、ことばを精選・吟味する大切さを学んだと報告している。同時に、それまでの授業がいかにかことば（日本語）に頼りすぎていたか、説明をかことば（日本語）でごまかしていたかということにも気づいたと指摘している⁶⁾。

日本語が母語である子どもも母語でない子どもにもわかりやすい指導のあり方の探求は、以降、本フレンドシップ事業の柱となった。平成15年度には、履修学生が増え、その約半数が昨年度も履修していた^{リビ}継続履修^{学生}学生だったことから、「教師と共に創る多文化共生教

育実践 2003」と「多文化共生教育実践プロジェクト演習 2003」という2つのコースを設定することにした。両コース共に、従来と同様に多文化地域の学校でフィールドワークをおこない、その地域や学校の特性と実情を理解することが基本となる。「教師と共に創る多文化共生教育実践 2003」は、多文化地域の学校で共生の視点を盛り込んだ実践づくりに参与することで、多文化共生教育への実践力を養う。一方の「多文化共生教育実践プロジェクト演習」は、「教師と共に創る多文化共生教育実践」を履修した学生を対象とし、教育委員会や先生方との打ち合わせやそれに必要な情報収集にも参与することで、多文化共生教育への企画力を養う。平成16年度には継続履修3年目の学生4人が輩出されたので、上述したコースに「多文化共生教育実践インターンシップ演習 2004」を新規に設定し、多文化共生教育実践を関係者と協働で創るコーディネート力の養成を図った。

4. フレンドシップ事業の活動内容

フレンドシップ事業のコースの受講生は、毎週1回お昼休みに集まる定例ミーティングで話し合いを進めながら、教育学部の正規授業の履修生として学習・実践を重ねると同時に、本学が推進する群馬県・群馬大学「多文化共生研究プロジェクト」(PCDC)の学生スタッフのひとつチーム「フレンドシップ」としても活動を展開する。例として、平成14年度の年間活動内容は以下のようなものだった。

(1) オリエンテーション (7月9日)

「教師と共に創る多文化共生教育実践」受講者と、「多文化共生教育実践プロジェクト演習」受講者の顔合わせとして、全体会を開いた。ここで、前年度受講生から今年度受講生に対して、去年までの活動と今年の活動の流れなどについての紹介をした。

(2) 教員研修連続ワークショップ打ち合わせ (7月)

教員研修連続ワークショップの事前準備をした。本年度は、8講座のうち1講座を学生が担当してパワーポイント講習をおこなうことになった。夏休み返上でマニュアルづくりや進行についての打ち合わせが重ねられた。



(3) 教員研修連続ワークショップ実施 (7月25日、8月5日～7日)

1日目は横山先生の「人権教育のワークショップ」、2日目は村崎先生の「算数っておもしろい」と寺石先生の「意思決定の罠に陥っていませんか?」、3日目は仁井田先生の「すぐに活かせる体育あそび」と壇上先生の「経済から考える多文化社会」、4日目は本コース履修学生による「パワーポイントを使って



みませんか？」とリマ先生とアートブラジルの生徒さんたちによる「カポエイラ：ブラジル文化の基礎」だった。

(4) 教員研修連続ワークショップのまとめ・地域貢献

活動学生協力者養成講座の企画（8月下旬～9月上旬）

教員研修連続ワークショップの振り返りやアンケート集計、そして、群馬大学「地域貢献活動学生協力者養成講座」の3日目にファシリテーターとして実施するペルー学校との交流活動の準備を行った。

(5) 地域貢献活動学生協力者講座への参加（9月17日～19日）

赤城青年の家でおこなわれた、群馬大学「地域貢献活動学生協力者養成講座」に参加した。プロジェクト・アドベンチャーや救急救命法を経験し、最終日にはペルー学校イスパノ・アメリカノ学院の生徒たちと交流を深めた。

(6) 「放課後学習支援事業」「だんべえ交流事業」の企画・実施（11月～）

話し合いにより「放課後学習支援事業」「だんべえ交流事業」を企画・実施することとなった。「放課後学習支援事業」として月曜日実践「月曜組」と木・金曜日実践「木金組」、「だんべえ交流事業」として水曜日実践「水曜組」の3つのグループに分かれて、実践を展開することになった。

(7) 「開発教育地域セミナーinぐんま」の企画・実施への参与（11月29～30日）

29日には、群馬県庁でおこなわれた開発教育地域セミナーinぐんま「知らない世界を覗いてみよう！」に参加し、ボランティアとしてセミナーの裏方の仕事を手伝った。翌30



日には、カポエイラ体験でファシリテーターを務めた。

(8) 全体中間報告会（12月10日）

各グループの活動をおこなって学んだことなどを共有するため、全体で中間報告会を開いた。また、それぞれが感じたことなど意見交換した。



(9) 報告書づくり（1月～3月）

1年間の活動をまとめた報告書作りに取りかる。

(10) 第4回多文化共生シンポジウム「学生たちの地域貢献」に話題提供者として参加（2月28日）

「放課後学習支援事業」と「だんべえ交流事業」について報告し、学生たちにできる地域貢献のあり方を検討した。



以上のように、フレンドシップ事業は、多文化地域の教育現場でのフィールドワークを重ね、その場で最も効果的な指導方法を学校教育現場の先生方と話し合いながら構築していくところに特徴がある。同時に、受講生たちは、多文化地域で求められる「共生マインド」を養成すべく、異文化間交流事業や地域貢献活動にも積極的に参与することになる。3年間かけて、正規と課外の活動を組み合わせながらの実習は、限られた期間に集中的に行われる教育実習とは異なった知見と効果を学生たちにもたらしているようである。

そこで以下では、3年間のカリキュラムを終えた学生が平成16年度に書いたレポートを紹介しながら、多文化地域に対応できる教員養成のあり方を検討することにする。

5. 学生はフレンドシップ事業で何を学んでくるのか

ーフレンドシップ受講生の報告からー

ここでは、2人の学生のレポートを紹介する。最初に紹介する須藤紫野さんは、1年目は外国籍の子どもに手の込んだ組紙づくりをするなかで、目で見てわかる指導方法を工夫し、日本語が自然と後から出てくるような実践を展開した。2年目は、外国人学校を巡回して、前橋市ゆかりのだんべえ踊りで交流する実践を行った。1年目とは逆に、ポルトガル語で自分自身が意思疎通する難しさと楽しさ、そして教え方が言葉の壁を乗り越えられると実感する体験をしている。3年目は、外国籍の子どもと日本籍の子どもが混在する教室で、国語と総合を担当する中で、教育実習では十分に時間を割けなかった、一人ひとりの子どもの学びの違いに対応する体験を積んでいる。

もう一人の学生、新增友紀さんもまた、1年目は須藤紫野さんとともに、組紙づくりの指導をし、試行錯誤を繰り返しながら、目で見てわかる「作り方シート」を完成させた。2年目には、学習の実態が学年歴とはあわない子どもを、放課後日本語教室で支援する活動に参加し、子どもの低学年でのつまづきがどのようにその後の学習に影響するのかを体験的に学んでいる。2年目と3年目は、自ら希望して同じ学校を実習先に選んだが、そこには、子どもの育ちを継続的にみつめてみたいという希望があったからである。彼女は、さらに、本学が実施した多文化共生インターンシップで同校の子どもが放課後に行く児童館で就業体験をし、学校と児童館で同じ子どもがどのような様相を見せるのか、そこに学ぶ姿がどのように現れるのかを見つめている。